

富士見市災害廃棄物処理計画案の修正概要

		修正内容	
		新	旧
<p>目次 前回からの 変更点として、全体の 構成を変更した。</p> <p>基本的に、 項目を入れ 替えたもの になるので、 文章自体に 大きな変更 は加えてい ない。</p>	<p>第1章 基本的事項</p>	<p>第1章は、前回説明した計画の【総則】と【計画条件】を組み合わせた形にし、災害廃棄物処理計画の概要についての説明と、本市が被災した場合の被害想定、災害廃棄物の発生量及びその処理期間について説明。最初に本市の状況を説明し、次章からの災害廃棄物処理に係る対応について順序だてて説明することで、理解しやすい構成とした。</p> <p>第1章 総則 1-1 背景及び目的 1-2 計画の位置付け 1-3 各主体の役割 1-4 災害時に対応する廃棄物の種類 1-5 被害想定 (1)地震 (2)風水害 (3)その他の災害 1-6 災害廃棄物の種類別発生量 (1)災害廃棄物 (2)避難所ごみ量 (3)し尿 1-7 災害廃棄物の処理期間 (1)災害廃棄物の処理期間の推計 (2)し尿の処理期間</p>	<p>第1章 総則 1-1 背景及び目的 1-2 計画の位置付け 1-3 各主体の役割 (1)本市の役割 (2)県の役割 第2章 P16 表2-3関係機関の役割に記載 (3)国の役割 第2章 P16 表2-3関係機関の役割に記載 (4)事業者の役割 (削除) 代わりにP18 2-4各種協定を記載 (5)市民の役割 (削除) 1-4 災害廃棄物処理の基本方針 第3章 P21に移動</p>
	<p>第2章 処理体制の構築</p>	<p>第2章は、災害廃棄物の処理にあたる組織の体制について説明。役所内の指揮命令系統がはっきりわかるように組織体制や各所管の事務分掌の内容を追加。</p> <p>第2章 処理体制の構築 2-1 組織体制 (追加) 2-2 各所管の事務分掌 (追加) 2-3 各関係機関との連絡体制・情報収集の系統 2-4 各種協定 (追加) 2-5 市民への広報 (1)広報の内容 (2)広報の手段 2-6 ボランティアとの連携</p>	<p>第2章 計画条件 2-1 被害想定 第1章 P4に移動 (1)地震 (2)風水害 (3)その他の想定する災害 2-2 災害の規模と適用する措置 (削除)災害廃棄物の処理は災害の大小の規模ではなく、災害廃棄物の種類や発生量・発生範囲によって、処理方法を判断するため、災害規模の大小を記述する必要がないため削除。 (1)小規模災害 (2)中規模災害 (3)大規模災害 2-3 災害廃棄物の処理スケジュール 第3章 P25に移動 2-4 災害時に対応する廃棄物の種類と発生量 (1)災害廃棄物の種類 第1章 P3に移動 (2)災害廃棄物の種類別発生量 発生量の結果を第1章P8、推計方法を第5章P53に移動 2-5 市内処理施設の概要と処理可能量 処理に係る期間を第1章、処理可能量等の推計を第5章に移動 (1)一般廃棄物処理施設 (2)し尿処理施設</p>
	<p>第3章 災害廃棄物等の処理に関する事項</p>	<p>第3章は、前回の【収集・運搬・処理方法】と【仮置場の開設】を組み合わせた形にし、収集から処理までのフローをひとまとめに説明する構成とした。</p> <p>第3章 災害廃棄物等の処理に関する事項 3-1 災害廃棄物処理の基本方針 3-2 収集・運搬フロー 3-3 処理フロー 3-4 災害廃棄物の処理スケジュール 3-5 環境班の業務内容・業務フロー 3-6 廃棄物の収集及び処理の優先順位 3-7 廃棄物の種類に応じた対応と留意事項 (1)生活ごみ及びし尿(家庭) (2)避難所ごみ (3)し尿(仮設トイレ) (4)片づけごみの収集 (5)思い出の品の保管・管理 (6)壊壊家屋 3-8 仮置場の選定 (1)選定のプロセス (2)仮置場候補地選定の留意点 3-9 仮置場の必要面積 (1)一次仮置場 (2)二次仮置場 3-10 仮置場の運営方法、レイアウト (1)運営方法 (2)レイアウト (3)仮置場候補地 (4)必要資機材 3-11 環境対策、環境モニタリング、火災予防対策 (1)環境影響と保全対策 (2)環境モニタリング (3)火災予防対策</p>	<p>第3章 処理体制 3-1 連絡体制・情報収集体制の系統 第2章 P16に移動 (1)富士見市災害対策本部 第2章 P11 表2-2関係他部の事務分掌を追加したため削除 (2)環境班 第2章 P10 表2-1に記載 (3)志木地区衛生組合、人間東部地区事務組合 第2章 P16 表2-3関係機関の役割に記載 (4)埼玉県 第2章 P16 表2-3関係機関の役割に記載 (5)埼玉県消防行政研究協議会 第2章 P16 表2-3関係機関の役割に記載 (6)国 第2章 P16 表2-3関係機関の役割に記載 3-2 環境班の業務内容・業務フロー 3-3 災害廃棄物処理実行計画の策定について 第4章 P50に移動</p>
	<p>第4章 実効性の確保</p>	<p>第4章では、計画の見直しや実行計画、補助金等について記載。</p> <p>第4章 実効性の確保 4-1 計画の見直し 4-2 育成、訓練 4-3 特別措置 (1)県への事務委託 (2)大規模災害等非常災害時における廃棄物処理法の特別措置等の適用 (3)国による代替処理 4-4 災害廃棄物処理実行計画の策定について 4-5 災害等廃棄物処理事業費補助金 (1)災害等廃棄物処理事業費補助金の概要 (2)災害等廃棄物処理事業費補助金の申請フロー 4-6 各種相談窓口の設置等 4-7 記録</p>	<p>第4章 収集・運搬・処理方法 4-1 収集・運搬 (1)収集運搬フロー 第3章 P22に移動 (2)収集運搬体制 (削除)同内容を3-7廃棄物の種類に応じた対応と留意事項に記載 (3)廃棄物の収集及び処理の優先順位 第3章 P27に移動 (4)廃棄物の種類に応じた対応と留意事項 第3章 P28に移動 4-2 処理 (1)処理フロー 第3章 P24に移動 (2)特別措置</p>
	<p>第5章 巻末資料</p>	<p>第5章では、第1章に記載している数値の算出根拠や、市処理施設の概要等、結果の基となる詳細な資料について記載。</p> <p>第5章 巻末資料 5-1 災害廃棄物の種類別発生量 5-2 市内処理施設の概要と処理可能量 (1)一般廃棄物処理施設 (2)し尿処理施設</p>	<p>第5章 仮置場の開設 5-1 仮置場開設手順 (1)選定のプロセス 第3章 P35に移動 (2)仮置場候補地選定の留意点 第3章 P35に移動 (3)仮置場選定チェックリスト (削除)実務マニュアルに記載 5-2 仮置場必要面積 第3章 P37に移動 (1)一次仮置場 (2)二次仮置場 5-3 仮置場の運営方法、レイアウト (1)運営方法 第3章 P38に移動 (2)レイアウト 第3章 P39に移動 レイアウト図の変更 (3)仮置場候補地 第3章 P39に移動 (4)必要資機材 第3章 P40に移動 5-4 環境対策、環境モニタリング、火災予防対策 第3章 P44に移動 (1)環境影響と保全対策 (2)環境モニタリング (3)火災予防対策</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>第6章 実効性の確保 6-1 計画の見直し 第4章 P48に移動 6-2 教育、訓練 (1)市職員の育成 第4章 P48に移動 (2)ボランティアとの連携 第2章 P20に移動 6-3 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請 第4章 P51に移動 (1)災害等廃棄物処理事業費補助金の概要 (2)災害等廃棄物処理事業費補助金の申請フロー 6-4 市民への広報 第2章 P19に移動 (1)広報の内容 (2)広報の手段 6-5 各種相談窓口の設置等 第4章 P52に移動 6-6 記録 第4章 P52に移動</p>	

		新	旧
第1章 総則	1-1 背景及び目的	12行目 また、水田や沼等が盛土化された軟弱地盤の宅地においては、地震被害の危険性が高く、 <b>その発生が懸念されている</b> 東京湾北部地震では、家屋等の損壊被害が多く発生すると予想されている。 14行目 こうした災害では多くの災害廃棄物が発生し、それを早期に搬出・処理しなければ、 <b>市民生活や生活環境への影響が懸念されることはもとより、他の復旧・復興作業の妨げになることから</b> 、国では、平成30年3月に災害廃棄物対策指針(以下、「国指針」という。)を改訂し、埼玉県では平成29年3月に埼玉県災害廃棄物処理指針(以下、「県指針」という。)を策定した。 19行目 これらの状況を踏まえ、被災地における <b>公衆衛生の確保</b> 、市民の生活環境の保全と地域の早期復旧・復興のため、発災後に発生した災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実行に必要な事項を定めた富士見市災害廃棄物処理計画(以下、「本計画」という。)を策定する。	12行目 また、水田や沼等が盛土化された軟弱地盤の宅地においては、地震被害の危険性が高まっており、「東京湾北部地震」では、家屋等の損壊被害が多く発生すると予想されている。 14行目 こうした災害では多くの災害廃棄物が発生し、 <b>復旧・復興の妨げになるだけでなく、生活環境への影響も懸念されることから</b> 、国では、平成30年3月に「災害廃棄物対策指針(以下、「国指針」という。))」を改訂し、埼玉県では平成29年3月に「埼玉県災害廃棄物処理指針(以下、「県指針」という。))」を策定した。 19行目 これらの状況を踏まえ、市民の生活環境の保全と地域の早期復旧・復興のため、発災後に発生した災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実行に必要な事項を定めた「富士見市災害廃棄物処理計画(以下、「本計画」という。))」を策定する。
	1-2 計画の位置付け	本計画は国指針に基づき、県指針や富士見市地域防災計画(以下、「地域防災計画」という。))及び富士見市一般廃棄物処理基本計画(以下、「一般廃棄物処理計画」という。))等、関連計画等との整合性を図り、平時及び災害時における本市の災害廃棄物対策について整理している。本計画の位置づけを以下に示す。	本計画は、国指針に基づき、県指針や富士見市地域防災計画(以下、「地域防災計画」という。))等の関連計画と整合を図るとともに、 <b>地域の実情に則した計画とする</b> 。基本的に、本計画に基づき処理を進めるが、 <b>実際の被害状況等により柔軟に対応するものとする</b> 。以下、図1-1に計画の位置づけを示す。
	1-3 本市の役割	本市で発生した災害廃棄物の処理は、本市が主体となり、志木地区衛生組合(以下、「衛生組合」という。))及び入間東部地区事務組合(以下、「事務組合」という。))等の処理施設で処理する。また、災害規模が大きく独自処理が困難な場合には、県への事務委託等、広域で処理し、本市が支援団体となる場合には、処理主体である地方公共団体の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理について支援する。	※各主体の役割として、市、県、国、事業者、市民の役割を記載していたが、 <b>本市の役割以外の項目を第2章の各関係機関の部分に含めることとした</b> 。
	1-4 災害時に対応する廃棄物の種類	本計画において市が対応する災害廃棄物は以下に示すとおり、地震災害、風水害、その他の自然災害によって発生する廃棄物とし、 <b>市が主体的に処理するものとする</b> 。ただし、災害と同様の事象によって発生した廃棄物であっても、広域性や被害程度などから考えて災害廃棄物とは当たらないと考えられるものは、 <b>家屋及び土地の所有者が廃棄物処理法及び一般廃棄物処理計画に基づき処理するものとする</b> 。	本計画において対応する災害廃棄物は、地震災害、風水害、その他の自然災害によって発生する廃棄物とする。災害廃棄物の種類を表2-4に示す。 ※市が関与して処理処分する災害廃棄物が何なのかは市民にとって重要である。所有者の責任で処理する廃棄物についての線引きを示した文章を追加。
第2章 処理体制の構築	1-6 災害廃棄物の種類別発生量	し尿の発生量を修正。第5章の推計式のとおり。	
	2-1 組織体制	本計画を学ぶうえでも、役所内の指揮命令系統がはっきりわかるように、役割分担等について明確に示したほうが良いといった意見があったため追加。	-
	2-2 各所管の事務分掌	表2-3関係機関の役割を追加	-
	2-3 各関係機関との連絡体制・情報収集の系統	表2-3関係機関の役割を追加	-
第3章 災害廃棄物等の処理に関する事項	2-4 各種協定	市が締結している各種協定について、その内容を追加	-
	3-1 災害廃棄物処理の基本方針	計画的かつ迅速な処理 災害廃棄物の処理は生活環境の保全のため、可能な限り短期間での処理を目指し、大規模な災害であっても3年以内の処理を目標とする。 計画的かつ迅速な処理体制を構築するために、収集及び運搬体制の構築、仮置場の配置及び管理運営、処理施設及び処分場の確保を計画的に進める。	計画的かつ迅速な処理 災害廃棄物については、地域を通常の状態に復旧・復興する観点から、状況に応じた収集、運搬体制の構築、適切な仮置き場の配置及び管理、処理施設及び処分場の確保し、災害廃棄物等を計画的かつ迅速に処理可能な体制を構築する。また、災害の規模により、県及び関係市町村と連携して広域処理体制を確保し迅速やかな処理を目指す。
	3-4 災害廃棄物の処理スケジュール	発災時には、実際の災害廃棄物発生量、処理施設の被災状況等を踏まえ、 <b>災害廃棄物処理実行計画</b> にて処理方法を示すこととする。被災規模が大きく広範囲にわたる大規模災害の場合であっても、生活圏からの廃棄物の除去、 <b>災害廃棄物の処理完了は3年以内完了することを目標とし</b> 、県、国、他自治体等を含めたスケジューリングを行う。また、処理の進捗に応じ、見直し等を行う。	発災時には、実際の災害廃棄物発生量、処理施設の被災状況等を踏まえ、 <b>実行計画</b> にて処理方法を示すこととする。被災規模が大きく広範囲にわたる大規模災害の場合等、 <b>処理が長期に及ぶ場合であっても</b> 、生活圏からの廃棄物の除去、 <b>災害廃棄物の処理完了等のそれぞれについて目標期間を設定し</b> 、県、国、他自治体等を含めたスケジューリングを行う。また、処理の進捗に応じ、 <b>処理見直しを算出しスケジュールの見直し等</b> を行う。埼玉県及び市町村における災害時の廃棄物の処理スケジュールの概要を図2-4に示す。
	3-6 廃棄物の収集及び処理の優先順位	感染性廃棄物 留意事項 医療行為に伴い発生する廃棄物、注射針、血の付着したガーゼ等は、「 <b>廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル</b> 」に基づき、回収方法や処理方法の詳細を <b>医療関係機関等</b> と調整し収集する。 管理方法 密閉できる専用容器等で分別保管し、 <b>医療関係機関等</b> との調整結果を踏まえ、 <b>焼却又は熔融等により処理</b> 簡易トイレ、携帯トイレの便袋 留意事項 <b>排せつ物は薬剤で固められており、衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の漏洩も懸念される</b> <b>不燃ごみ、資源ごみ、プラスチックごみ、紙ごみ等</b>	感染性廃棄物 留意事項 医療行為に伴い発生する廃棄物、注射針、血の付着したガーゼ等は、回収方法や処理方法の詳細を <b>関係機関</b> と調整し設定する。 管理方法 専用容器に分別保管し、関係機関との調整結果を踏まえ <b>早急</b> に処理 簡易トイレ、携帯トイレの便袋 留意事項 <b>便は薬剤で固められており、衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の漏洩も懸念される。</b>
3-7 廃棄物の種類に応じた対応と留意事項	各種廃棄物の収集に関しては、 <b>平時に排出される廃棄物と比べ、量も性状も異なり、平時の一般廃棄物処理の延長では対応が困難になることが想定されるため、国指針等を参考に</b> 対応すべき事項について示す。発災から24時間以内の収集の可否を判断し、体制の構築に時間を要する場合には、市民に対し、排出抑制を周知し、3日以内の体制構築を目標とする。 (1)生活ごみ及びし尿(家庭) 初期期、応急対応期 生活ごみについては、平時の収集・運搬体制の持続を基本とするが、被災の状況により、収集が困難になることが想定される。そのため、 <b>発災から24時間以内の収集の可否を判断し</b> 、平時の収集・運搬体制の構築に時間を要する場合には、市民に対し、 <b>不燃ごみやプラスチックごみ、紙・布類の資源ごみ等については一定期間家庭での保管をお願いし、腐敗性廃棄物を優先して回収するなど、一時的に排出方法、収集運搬方法等を変更する</b> 。 また、 <b>必要に応じて他自治体からの支援や民間事業者等の協力を得て3日以内に収集・運搬体制を構築させることを目標とする</b> 。 し尿については、汲み取り便槽や浄化槽からの収集に関しては事務組合が行う業者委託に基づき収集する。簡易トイレや携帯トイレは可燃ごみとして処理するため、一般廃棄物と同様に収集する。 平時の対応 災害時のごみの出し方について、広報やホームページ等で周知する。また、簡易トイレや携帯トイレの排出が想定されるため、収集方法について許可業者と協議する必要がある。簡易トイレ・携帯トイレの収集方法(案)を以下に示す。 (2)避難所ごみ 初期期、応急対応期 避難所ごみについては、 <b>協定締結事業者及び団体への収集・運搬を要請する</b> 。避難所でのごみの発生量やごみの種類等、状況を迅速に把握し、早期に収集・運搬できる体制を確保する。 また、災害時においても分別が、その後の処理をよりスムーズにし、結果的に迅速な復旧・復興に寄与するため、可能な限り分別を行うことが望ましい。ここでは、東日本大震災時の事例を参考に、災害廃棄物の種類及び各時期区分による分別例を以下に示す。 表3-8 他市の事例等については、実務要領に記載することとする。	各種廃棄物の収集に関しては、発災から24時間以内の収集の可否を判断する。体制の構築に時間を要する場合には、市民に対し、排出抑制を周知し、3日以内の体制構築を目標とする。 (1)生活ごみ及びし尿(家庭) 初期期、応急対応期 生活ごみについては、委託契約に基づき、通常どおり集積所に排出し、平時の収集運搬体制の持続を基本とするが、被災の状況により、資源プラスチックごみ、紙・布類の資源ごみ、有価物等については一定期間家庭での保管、腐敗性廃棄物を優先して回収するなど、一時的に排出方法、収集運搬方法等を変更する。また、必要に応じて他自治体からの支援や民間事業者等の協力を得て収集運搬を行う。 し尿については、汲み取り便槽や浄化槽からの収集に関しては入間東部地区事務組合が行う業者委託に基づき収集する。簡易トイレや携帯トイレは可燃ごみとして処理するため、一般廃棄物と同様に収集する。 平時の対応 ・災害時のごみの出し方について、平時からHP等で周知する。 ・簡易トイレや携帯トイレの排出が想定されるため、平時から収集方法について許可業者と協議しておく必要がある。簡易トイレ・携帯トイレの収集方法(案)を表4-3に示す。	
3-9 仮置場の必要面積	(1)一次仮置場 一次仮置場の必要面積は、災害廃棄物発生量の推計を基に、国指針に示される推計式から必要面積を推計する。本市においては、 <b>最大約35,952㎡</b> の広さが必要になると推計される。一次仮置場の必要面積の推計結果を以下に示す。 ※計算間違い (2)二次仮置場 二次仮置場については、 <b>広域処理のほか、一次仮置場で分別が不十分な場合や中間処理施設が使用不可能な場合等に設置するため</b> 、事前に、二次仮置場の候補地をリストアップする。東日本大震災における二次仮置場の例を以下に示す。	(1)一次仮置場 一次仮置場の必要面積は、災害廃棄物発生量の推計を基に、国指針に示される推計式から必要面積を推計する。本市においては、 <b>最大約35,766㎡</b> の広さが必要になると推計される。一次仮置場の必要面積の推計結果を表5-6に示す。 (2)二次仮置場 二次仮置場については、 <b>広域処理を行う際に設置することを想定する</b> 。県による <b>二次仮置場の選定にあたり候補地として富士見市が挙げられた場合に対応できるように</b> 、事前に、二次仮置場の候補地をリストアップする。表5-7に東日本大震災における二次仮置場の例を示す。	
3-10 仮置場の運営方法、レイアウト	(1)運営方法 表3-17 各項目の内容について、詳細な記載事項を省略。詳細な内容に関しては、実務マニュアルに記載することとする。 (2)レイアウト 図3-4 仮置場レイアウト 富士見市第2運動公園を例にレイアウトを記載していたものを、国指針に記載されている絵のレイアウトに代替。	-	
第4章 実効性の確保	4-4 災害廃棄物処理実行計画の策定について	災害廃棄物処理実行計画(以下、「実行計画」という。))は、災害廃棄物処理計画に基づき災害発生後の被災状況に応じて、災害廃棄物処理に係る具体的な取組み、スケジュール等を定め、迅速かつ円滑に復旧・復興を図ることを目的として策定する。 実行計画は、 <b>災害廃棄物の処理体制が構築でき次第、早期に作成し</b> 、災害廃棄物処理に係る状況の変化、進捗状況に応じて随時見直す。実行計画の内容例について以下に示す。	災害廃棄物処理実行計画(以下、「実行計画」という。))は、災害廃棄物処理計画に基づき災害発生後に被災状況に応じて災害廃棄物処理に係る具体的な取組み、スケジュール等を定め、迅速かつ円滑に復旧・復興を図ることを目的として策定する。 実行計画は、災害廃棄物処理に係る状況の変化、進捗状況に応じて随時見直す。実行計画の内容例について表3-1に示す。
	4-6 各種相談窓口を設置等	災害相談窓口を開設した場合には、個人情報の保護に留意し、障害物の除去、災害廃棄物の収集・運搬、処理、家屋の解体撤去等に関する相談・問い合わせに対する業務を行う。 また、県及び関係機関と連携し、様々な相談に対し迅速かつ適切に対応するとともに、相談時に知り得た個人情報は必要最低限の範囲での利用とし、データの流出防止等、情報を適切に管理できるよう措置を講じる。	<b>被災者またはその関係者からの相談に応じるための</b> 災害相談窓口を開設した場合には、個人情報の保護に留意し、障害物の除去、災害廃棄物の収集運搬、処理、処分、家屋の解体撤去等に関する相談・問い合わせに対する業務を行う。 また、県及び関係機関と連携し、種々の相談に対し迅速かつ適切に対応するとともに、相談時に知り得た個人情報は必要最低限の <b>限られた</b> 範囲での利用とし、データの流出防止等、情報を適切に管理できるよう措置を講じる。
第5章 巻末資料	5-1 災害廃棄物の種類別発生量	(3)し尿量の推計式 避難者人口と上水道断水人口しか含まれていなかったため、これに下水道支障人口を加えた数値に訂正。 上水道断水人口(16,852人)、下水道機能支障人口(28,725人)、避難者数(1,915人)、合計47,492人×1.7L=80,736L(平時の約43倍)。	-